平成２５年（フ）第２１号
佐賀県唐津市相賀2325番地
破産者　有限会社リアライズ
1　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
2　一般調査期日　平成26年５月20日午後２時
平成26年２月６日　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第７００号
京都府宇治市木幡南山80番地の91
破産者　有限会社京都成和ベジタブル
1　破産債権の届出期間　平成26年３月26日まで
2　一般調査期日　平成26年５月21日午後１時30分
平成26年２月５日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成２４年（フ）第６７４４号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字朝日３丁目７番地１
破産者　株式会社勝浦オークワ
1　期日　平成26年３月12日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年２月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７４５号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字下里509番地
破産者　大桑株式会社
1　期日　平成26年３月12日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年２月５日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第３１号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町24番地の13
破産者　有限会社くすりの春野
異議申述期間　平成26年３月12日まで
平成26年２月６日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１１号
宮崎市京塚１丁目５番２号
清算株式会社　株式会社宮崎レマンホテル
代表清算人　河野　義和
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宮崎地方裁判所民事部

平成２６年（ヒ）第１０１号
鹿児島市武１丁目５番28号琥珀ビル２階
清算株式会社　株式会社鹿児島超音波総合研究所
代表清算人　柿内弘一郎
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２１０１号
東京都港区六本木１丁目６番１号
清算株式会社　株式会社ピー・ユー
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第２０８４号
東京都中央区銀座２丁目２番２号
清算株式会社　株式会社富北
代表清算人　若松　和子
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　協定債権
協定債権とは、株式会社富北（以下「清算株式会社」という。）に対し、特別清算開始決定前の原因に基づいて生じた債権元本、利息及び遅延損害金をいい、同債権を有するものを「協定債権者」という。
2　債権譲渡等がなされた場合の取扱い
特別清算開始決定日以降、協定債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、協定債権の全部または一部について協定債権者の変更があった場合においても、権利の変更は、別表の「協定債権額」欄記載の各金額を基準として行う。
3　配当基準額
配当基準額とは、各協定債権者が清算株式会社に対して有する協定債権の内、利息及び遅延損害金を除いた債権元本の額をいう。
4　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
5　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
第２　一般債権
1　最終弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定後１ヵ月以内に、残余財産から必要な費用を控除した残額を弁済原資とし、配当基準額を基準に按分比例して弁済する。
2　免除
⑴　清算株式会社は、協定認可決定確定日に、協定債権のうち利息及び遅延損害金について、全額免除を受ける。
⑵　清算株式会社は、第１項における弁済と同時に、協定債権額から既弁済額を控除した協定債権元本の残額について、その債務の免除を受ける。
3　追加弁済
前記最終弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済の原資とし、各協定債権者の配当基準額から最終弁済額を控除した残額を基準に按分比例して追加弁済する。この場合においては、最終弁済と同時に生じた免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。
第３　優先債権、共益債権の弁済
国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権、労働債権等の優先債権及び協定債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等共益債権については随時弁済する。
第４　議決権額
本協定についての議決権額は、本特別清算手続の開始決定日の前日である平成25年11月24日現在の協定債権の額とする。
（別表省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

再生計画認可

平成２４年（再）第１号
和歌山市西浜921番地
再生債務者　上起建設株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成26年２月４日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

再生手続終結

平成２１年（再）第４号
石川県金沢市糸田１丁目181番地
再生債務者　株式会社天とてん
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　本件について、再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成26年２月４日　金沢地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第５号
仙台市青葉区熊ケ根字町一番の三18番地の８
再生債務者　氏原大志恵
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年３月４日まで
4　一般異議申述期間　平成26年３月18日から平成26年４月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第２７号
茨城県古河市水海2392番地２
再生債務者　前原　幸子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年３月４日まで
4　一般異議申述期間　平成26年３月18日から平成26年４月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部